

(情シ 65)

令和 4 年 3 月 25 日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事
長 島 公 之
(公 印 省 略)

令和 4 年福島沖を震源とする地震を受けた
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
のアクティブ化終了について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より、標記に関する事務連絡がまいりました。内容は、令和 4 年 3 月 17 日 (情シ 62) 「令和 4 年福島沖を震源とする地震を受けたオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」にてご連絡いたしました、オンライン資格確認等システムの機能の 1 つである、災害等発生時における「保険資格情報・医療情報の閲覧機能」のアクティブ化 (有効化) について、期間を終えたため予定通り終了する旨の周知方依頼になります。

「緊急時医療情報・資格確認機能」については、災害等の緊急時において医師並びに医療機関等により閲覧権限を付与された者が、オンライン資格確認システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」(災害時医療情報閲覧) メニューを使用し、患者の同意の上、患者情報を特定することで薬剤情報・特定健診情報等を PDF により閲覧することができる機能です。患者が意識不明等により本人の意思が確認できず、生命・身体の保護のために必要がある場合も、薬剤情報・特定健診情報等を閲覧可能です。

本機能は、たとえば災害時に避難された方への対応として、薬を家において避難してきた場合、避難所で薬を飲み切ってしまった場合、かかりつけ医以外で受診する場合など、薬剤情報・特定健診等情報を閲覧することで、よりよい医療を提供する機能として活用できるため、オンライン資格確認等システムを導入するメリットとも考えられているものです。

同機能の利用方法、利用における留意点については、日本医師会宛事務連絡に別添された資料「医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点」をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、是非、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・ 令和 4 年 3 月 23 日付日医宛て厚生労働省保険局医療介護連携政策課名事務連絡

「令和4年福島沖を震源とする地震を受けたオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化終了について」

- ・別紙1：令和4年3月17日付支払基金・国保中央会宛て厚生労働省保険局医療介護連携政策課名事務連絡「オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」
 - ・(別紙1の)別添「医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点」
- ・別紙2：令和4年3月23日付支払基金・国保中央会宛て厚生労働省保険局医療介護連携政策課名事務連絡「令和4年福島沖を震源とする地震を受けたオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化終了について」

事 務 連 絡
令和4年3月23日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

令和4年福島沖を震源とする地震を受けた
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
のアクティブ化終了について

標記につきましては、別紙1のとおり社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会あてにアクティブ化の開始を連絡しているところ、当該事務連絡に記載されている「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化期間について、別紙2のとおり本年3月23日をもって終了するよう社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

以上

事務連絡
令和 4 年 3 月 17 日

社会保険診療報酬支払基金 }
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

令和 4 年福島沖を震源とする地震を受けた
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

オンライン資格確認等システムの機能の 1 つである、災害等発生時における利用規約第 21 条 2 項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、「オンライン資格確認等システムにおける『緊急時医療情報・資格確認機能』をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 4 年 3 月 17 日付事務連絡）にてお示したところ、この具体的な適用範囲・期間について、下記の通り対応をお願いいたします。

なお、今般の措置を講じるに当たり、医療機関・薬局において留意すべき点は別添のとおりです。対象地域の医療機関・薬局に周知する際に、併せて記載等いただきますようお願いいたします。

記

○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

範囲	宮城県、福島県
期間	災害救助法の適用第一報から一週間

以上

医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点

- 患者の薬剤情報・特定健診情報等（以下「医療情報」という。）を閲覧することは、患者に提供する医療サービスでの利用に限られます。利用目的外で患者の医療情報を閲覧することは認められません。

なお、医療機関・薬局において医療情報を閲覧した際、オンライン資格確認等システムにログ（通信記録）が保管される仕組みとなっております。

- 「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条2項に基づく医療情報の閲覧を行うに当たっては、以下の方法で患者の特定を行ってください。詳細については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報 閲 覧 編 ）」（<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/8dbd0b2ec9d9db553a661cea180a3523.pdf>）をご参照ください。

1. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握している場合

- (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (2) 資格確認端末から、当該患者の被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムに照会する。

2. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握していない場合

- (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (2) 当該患者の①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称又は患者の住所の一部を確認し、資格確認端末に入力。①～④の情報から、被保険者番号等を特定した上で、被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムに照会する。

※ なお、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第17条第2項第2号に基づき、本人の同意は必要ありません。

この場合は、患者が所持する身分証明証や家族から提供された情報をもとに本人を特定し、オンライン資格確認等システムへの照会を行ってください。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第十七条（略）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一（略）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三～六（略）

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 23 日

社会保険診療報酬支払基金 }
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

令和 4 年福島沖を震源とする地震を受けた
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
のアクティブ化終了について

令和 4 年福島沖を震源とする地震を受けた、オンライン資格確認等システム利用規約第 21 条 2 項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、「令和 4 年福島沖を震源とする地震を受けたオンライン資格確認等システムにおける『緊急時医療情報・資格確認機能』をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 4 年 3 月 17 日付事務連絡）にて、対象範囲の医療機関に対して「災害救助法の適用第一報から一週間」（本年 3 月 23 日まで）アクティブ化するようご連絡したところ、当該連絡のとおり 3 月 23 日をもって「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化を終了していただきますようお願いいたします。

また、今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますようお願いいたします。

以上